

地方公共団体名	静岡県
---------	-----

1. 設置されている保健・福祉に関する事務所等

事務所等名	箇所数
福祉事務所	4
保健所	10
児童相談所	4
婦人相談所	1
身体障害者更生相談所	4
知的障害者更生相談所	4
精神保健福祉センター	1

2. 統合事務所の概要

統合事務所名	健康福祉センター こころと体の相談センター
統合事務所箇所数	11 箇所
統合時期	平成 10 年 4 月

静岡県においては、保健・医療・福祉サービスの一体的提供、市町村に対する支援の強化、保健・医療・福祉の総合的相談システムの確立の実現を目指し、平成 10 年 4 月に、出先機関の再編・統合を行い、10 箇所の「健康福祉センター」と 1 箇所の「こころと体の相談センター」を設置した。

「健康福祉センター」は、10 箇所のすべてが保健所の業務を行っているが、うち、4 箇所が福祉事務所業務を、さらに、そのうち 3 箇所が、児童相談所、身体・知的障害者更生相談所の業務を併せて行っている。

また、「こころと体の相談センター」は、児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、婦人相談所、精神保健福祉センターの業務を行っている。

3. 統合効果

(1) 住民サービスの向上

「健康福祉センター」においては、保健、福祉の担当者がそれぞれの専門知識・技術を生かし、被生活保護者、精神障害者、難病患者など、個々の利用者に最適なサービスを総合的に提供している。

また、「こころと体の相談センター」においては、ひとつの窓口で、年齢や障害の種別・程度にかかわらず、総合的なサービスを提供できる相談体制としている。

なお、住民サービスが向上した具体的な事例については、別紙（P ～P ）のとおりである。

（２）組織・人員

４箇所の民生事務所（児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、婦人相談所）、１５箇所の保健所、１箇所の精神保健福祉センターなどを１０箇所の「健康福祉センター」、１箇所の「こころと体の相談センター」に再編・統合を行ったことから、管理部門などで人員の削減が図られた。

指揮命令系統については、４箇所の健康福祉センターでは、所長に一般行政職を配置し、旧保健所長である医師を健康福祉センター医監兼保健所長として、また、旧児童相談所長を健康福祉センター相談部長兼児童相談所長として配置し、さらに、保健・福祉部門を統括する保健福祉部長を設置することにより、所長－医監一部長という指揮命令系統を確立し、一元化を図った。

６箇所の健康福祉センターには、旧保健所長である医師をそのまま健康福祉センター所長兼保健所長として配置した。

「健康福祉センター」には、保健福祉部を設置し、保健・福祉に係るサービスを一体的に進めることとし、「地域支援課」においては、保健・医療・福祉にわたる一次相談機能としての総合相談窓口を運営するとともに、保健・医療・福祉の施策・計画推進に係る企画調整機能、市町村に対する支援機能の充実を図ることとした。

また、各課に保健師を配置し、保健・福祉の両分野にまたがる事例について、所内、関係機関などとのコーディネートを行っている。

（３）施設・設備

再編・統合後の「健康福祉センター」及び「こころと体の相談センター」は、既存の建物（総合庁舎）に入居することとした。

単独事務所であった旧保健所の一部は、市町村保健センターとして活用されており、施設の有効活用が図られるとともに、維持管理費等の削減効果があった。

（４）行政運営

２次医療圏ごとに健康福祉センターが配置され、保健・医療・福祉が組織的に一体となったことにより、高齢者保健福祉計画の円滑な推進が可能となり、特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等の広域施設の整備についても、統一的、一体的な調整、指導等を行える体制となった。

また、福祉施設、病院等に対する指導監査においては、感染症の疑いがある場合など、４箇所の健康福祉センターに設置した施設指導課が各課の協力を得ながら実施することにより、指導監査の効果を上げることができた。

担当：静岡県健康福祉部健康福祉管理室	
TEL	０５４－２２１－２９６２
FAX	０５４－２２１－３２６４

(別紙)

3. 具体的な統合効果について	
(1) 住民サービスの向上	
② 保健・福祉サービスの一元的提供などにより、住民側からみてサービスの質が向上した事例について、サービスの対象者別に現場の具体的なケース等を記述して下さい。	
対 象 者 の 区 分	●障害者 ○母子家庭 ○婦人保護、DV ○こころの健康 ○高齢者 ○児童 (児童福祉、子育て) ○難病 ○その他 ()
当該対象者の概要 (年齢、疾患・健康 状況、家族状況等)	在宅の障害児、知的障害者及び重症心身障害児(者)とその保護者
これまでの経過	障害児などの要支援ケースに対して、それぞれの機関が個別に対応していることが多かったが、健康福祉センターでは、市、児童福祉施設など連携し、在宅の重症心身障害児者、知的障害児者及び身体障害児とその保護者を対象に、家庭訪問による各種相談、健康診査、外来による指導、援助、調整等の療育支援活動を行なっている。
保 健 ・ 福 祉 の 連 携 状 況	保健、福祉、医療、教育の各機関、団体等が連携し援助システムの構築を図っている。
サ ー ビ ス 向 上 の ポ イ ン ト	これまでは、保健センター、保育所、幼稚園、児童施設などそれぞれの関係機関が支援を行ってきたが、関係機関での情報交換ができ、連携をとりながら支援を行えるようになった。

(別紙)

3. 具体的な統合効果について

(1) 住民サービスの向上

- ② 保健・福祉サービスの一元的提供などにより、住民側からみてサービスの質が向上した事例について、サービスの対象者別に現場の具体的なケース等を記述して下さい。

対 象 者 の 区 分	○障害者 ○母子家庭 ●婦人保護、DV ●こころの健康 ○高齢者 ○児童 (児童福祉、子育て支援) ○難病 ○その他 ()
当該対象者の概要 (年齢、疾患・健康 状況、家族状況等)	被害者 32歳 うつ病 夫 54歳 嫉妬妄想 長男 10歳、長女 9歳、次女 7歳
これまでの経過	H12.12 3人の子どもを連れて役場に逃げる。一時保護所入所。 H12.12.28～13.4.3 母子生活支援施設入所。 H13.4～7 精神科の複数の医療機関に受診。 H13.8.31 3人の子どもを連れ、警察に保護を求める。一時保護所入所。 H13.11.28～4.14 母子生活支援施設入所。 H15.9 ～女性相談電話が月二回ペースでかかり始める。
保 健 ・ 福 祉 の 連 携 状 況	・ DVケース地域ネットワーク構成機関「実務者レベルによる 処遇検討会」の開催 学校、児童委員、保健所、福祉事務所 ・ こども家庭課配属技術職員(保健師)同席による精神的ケア を伴う面接相談の実施 ・ 所内専門技術職員間の処遇検討会の開催(随時) 保健師、心理判定士員ほか
サ ー ビ ス 向 上 の ポ イ ン ト	「保健・福祉技術職員の専門知識の活用」 「技術職員の有する人的ネットワークの活用」 ・ 被害者と向き合っている相談員には、被害者の切実な訴えに 対する処方箋の提示が求められているが、一相談員の知識・ 能力では対応できない状況にある。 ・ 併設されている健康福祉センターは保健・福祉サービスに関 する知識・経験を有する専門家集団であり、これら職員と連 携・協力し、被害者の自立更生に向けた処遇策を提示してい る。

(別紙)

3. 具体的な統合効果について

(1) 住民サービスの向上

- ② 保健・福祉サービスの一元的提供などにより、住民側からみてサービスの質が向上した事例について、サービスの対象者別に現場の具体的なケース等を記述して下さい。

対 象 者 の 区 分	○障害者 ○母子家庭 ○婦人保護、DV ○こころの健康	○高齢者 ●児童 (児童福祉、子育て支援) ○難病 ○その他 ()
当該対象者の概要 (年齢、疾患・健康 状況、家族状況等)	虐待を行っている親や行う危険性のある親に対して、子育てや親自身について振り返る機会をつくり、虐待予防を図る。	
これまでの経過	平成13年度より、子ども虐待予防教室を児童相談所と共催で実施し3年目となっている。 ・8月から11月まで月2回 計8回の教室 ・母子分離をし、親はグループミーティング、子どもは別室でテーマ遊びをする。	
保 健 ・ 福 祉 の 連 携 状 況	市町の保健センター保健師や市町の家庭児童相談員と連携を持ちながら実施している。	
サ ー ビ ス 向 上 の ポ イ ン ト	自分の生育歴や子育て体験の話をしたり、聞いたりすることにより、自分だけでなく、誰もが同じような悩みを持っていることが解かり、気持ちが安定し、虐待予防につながっている。	